

第 5 章 資格取得

第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 71 条 取得できる免許状の種類は、小学校教諭一種免許状とする。

(基礎資格および最低修得単位数)

第 72 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 7 に定める。

表 7 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	学士の学位を有すること	
教科及び教職に関する科目の最低修得単位数		
免許法施行規則に定める科目区分	免許法施行規則に定める単位数	本コースで定める単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	30	42
教育の基礎的理解に関する科目	10	11
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	12
教育実践に関する科目	7	7
大学が独自に設定する科目	2	
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については授業科目を開設しない。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(履修方法)

第 73 条 「教科及び教科の指導法に関する科目」等の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 8 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則 に定める科目区分等			本コース で定める 最低修得 単位数	本コース開講科目	単 位 数	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	22	国語	2	○		1	
		社会		社会	2	○		2	
		算数		算数	2	○		1	
		理科		理科	2	○		2	
		生活		生活	2	○		2	
		音楽		音楽	2	○		2	
		音楽実技演習 A		音楽実技演習 A	2		○	3	
		音楽実技演習 B		音楽実技演習 B	2		○	3	
		図画工作		図画工作	2	○		1	
		家庭		家庭	2	○		3	
		体育		体育	2	○		3	
		外国語		初等英語 I	2	○		1	
		外国語		初等英語 II	2	○		2	
	各教科の指導法	国語(書写を含む。)	20	国語科指導法	2	○		1	書写を含む
		社会		社会科指導法	2	○		2	
		算数		算数科指導法	2	○		1	
		理科		理科指導法	2	○		2	
		生活		生活科指導法	2	○		2	
		音楽		音楽科指導法	2	○		2	
		図画工作		図画工作科指導法	2	○		1	
		家庭		家庭科指導法	2	○		3	
		体育		体育科指導法	2	○		3	
		外国語		小学校英語教育実践	2	○		3	

(1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、配当年次にしたがって 42 単位以上修得しなければならない。

(2) 必修、選択の別は卒業要件による。

表9 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本コース開講科目	単位数	配当年次	備考
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論（小）	2	1	
		教職概論（小）	2	1	
		教育制度概論（小）	2	2	
		教育心理学（小）	2	1	
		特別支援教育概論（小）	2	2	
		教育課程の意義と編成（小）	1	2	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践（小）	2	1	
		総合的な学習の時間の理論と実践（小）	1	3	
		特別活動の理論と実践（小）	2	3	
		教育方法の理論と実践（小）	2	3	
		ICTの活用方法と理論（小）	1	3	
		生徒・進路指導論（小）	2	3	
		教育相談（小）	2	2	
第5欄	教育実践に関する科目	初等教育実習事前研究	1	2	
		初等教育実習（事後指導を含む）	4	3	
		教育実践演習（小）	2	4	
第6欄	大学が独自に設定する科目				
合 計			30		

(1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって30単位をすべて修得しなければならない。

(2) 「教職実践演習（小）」は、原則として4年次秋学期に開講する。

2 免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、表10に定める。必修、選択の別は卒業要件による。

表10 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本コース開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	憲 法	4	○		2	
	体 育	ス ポ ー ツ 健 康 科 学	2	○		3	
	外国語コミュニケーション	LgD: Argument & Persuasion II (P r e s e n t a t i o n s)	2	○		2	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情 報 機 器 実 習	2	○		1	

(「初等教育実習(事後指導を含む)」履修要件)

第 74 条 「初等教育実習(事後指導を含む)」は、2 年次終了時点に、次の各号の要件をすべて充足した者に 3 年次に履修を認める。

- (1) 3 年次への進級要件を充足していること。
- (2) 教職専門科目のうち、初等教育実習事前研究を含む 8 単位以上修得していること。
- (3) 初等教科専門科目の必修科目のうち、8 単位以上を修得していること。
- (4) 初等教科教育法科目のうち、8 単位以上を修得していること。

2 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「初等教育実習(事後指導を含む)」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 75 条 免許状を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

第 2 節 司書教諭の資格課程

(資格取得要件)

第 76 条 司書教諭の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 本学の教職課程において所定の単位を修得し、教員免許状を有すること。
- (2) 司書教諭に関する専門科目(以下「専門科目」という)10 単位を修得すること。

(履修方法)

第 77 条 履修方法は、表 11 により、学校図書館司書教諭講習規程第 3 条の規定にもとづき、10 単位を修得しなければならない。

表 11 司書教諭に関する専門科目

	科 目	単位数	履修年次
専 門 科 目	学校経営と学校図書館	2	3
	学校図書館メディアの構成	2	2
	学習指導と学校図書館	2	3
	読書と豊かな人間性	2	2
	情報メディアの活用	2	2

2 前項の修得単位は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(修了証の授与)

第 78 条 修了証書は、本規程第 76 条の資格取得要件を充足した者に対して、文部科学大臣より授与される。
ただし、教員免許状を取得後に授与の申請を行うため、修了証書の交付は卒業後となる。

第 3 節 図書館司書の資格課程

(資格取得要件)

第 79 条 司書の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 学則第 50 条第 4 項第 2 号に定める卒業所要単位を修得し、学則第 51 条に定める学士の学位を有すること。
- (2) 「図書館司書に関する科目」のうち、必修科目 22 単位をすべて修得すること。
- (3) 「図書館司書に関する科目」のうち、選択科目 2 単位以上を修得すること。